○農林水産省告示第千十七号

卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十七年三月十三日付けで姫路市中央卸売市場の取扱品目の変更を認可し、当該中央卸売市場の開設の認可について同法第五十三条第二項の規定に基づき告示した事項に変更があったので、同項の規定に基づき告示する。

平成二十七年四月三十日

農林水産大臣　林　芳正

開設者　姫路市

変更後の市場の名称、位置及び取扱品目

市場の名称	位置	取扱品目
姫路市中央卸売市場	姫路市延末二九五番地	生鮮水産物及びその加工品

変更前の市場の名称、位置及び取扱品目

市場の名称	位置	取扱品目
姫路市中央卸売市場	姫路市延末二九五番地	魚類、鳥類、卵、そ菜、果実その他の食料品

変更年月日　平成二十七年四月一日

○農林水産省告示第千十八号

卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十七年三月十九日付けで高松市中央卸売市場の取扱品目の変更を認可し、当該中央卸売市場の開設の認可について同法第五十三条第二項の規定に基づき告示した事項に変更があったので、同項の規定に基づき告示する。

平成二十七年四月三十日

農林水産大臣　林　芳正

開設者　高松市

変更後の市場の名称、位置及び取扱品目

市場の名称	位置	取扱品目
高松市中央卸売市場	高松市瀬戸内町三十番五号	野菜及び果実並びにこれらの加工品 生鮮水産物及びその加工品

変更前の市場の名称、位置及び取扱品目

市場の名称	位置	取扱品目
高松市中央卸売市場	高松市瀬戸内町三十番五号	野菜、果実及びこれらの加工品 生鮮水産物及びその加工品 花き 冷凍魚介類、塩干魚介類、海そう及びこれらの加工品

変更年月日　平成二十七年四月一日

○経済産業省告示第九十九号

電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第四十八条第四項第三号ロの特定の施設内に設置される水力発電設備、第五十二条第一項の表第一号、第四号及び第六号並びに別表第二の発電所の項第一号下欄の1(1)の小型の水力発電所又は特定の施設内に設置される水力発電所、同条第一項の表第二号及び第五号並びに別表第二の発電所の項第一号下欄の1(2)の小型の汽力を原動力とする火力発電所、同条第一項の表第二号及び第六号の小型のガスタービンを原動力とする火力発電所、第五十六条の表第四号及び第五号の小型の水力設備又は特定の施設内に設置される水力設備、同表第六号及び第七号の小型の汽力を原動力とする火力設備及び小型のガスタービンを原動力とする火力設備、第七十九条第一号及び第九十四条第六号の液化ガスを熱媒体として用いる小型の汽力を原動力とする火力発電所、別表第二の発電所の項第二号（一）下欄の(1)の小型の水力発電所の発電設備又は特定の施設内に設置される水力発電所の発電設備並びに同号（一）下欄の(2)の小型の汽力を原動力とする火力発電所の発電設備を次のように定め、公布の日から施行する。なお、平成二十四年経済産業省告示第百号（電気事業法施行規則第五十二条第一項の表第一号等の規定に基づく小型のもの若しくは特定の施設内に設置されるものである水力発電所等）は、平成二十七年四月二十九日限り、廃止する。

平成二十七年四月三十日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　甘利　明

（特定の施設内に設置される水力発電設備）

第一条　電気事業法施行規則（以下「規則」という。）第四十八条第四項第三号ロの特定の施設内に設置される水力発電設備は、当該水力発電設備を構成する水力設備の全てが次に掲げる施設のいずれかに設置されるものとする。

一　土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第二条第二項に規定する土地改良事業に係る農業用用排水施設（ダムを除く。）

二　水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第八項の導水施設、浄水施設又は送水施設

三　下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第六号に規定する終末処理場

四　工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第十一条第一項の導水施設、浄水施設又は送水施設

（小型の水力発電所等）

第二条　規則第五十二条第一項の表第一号、第四号及び第六号並びに別表第二の発電所の項第一号下欄の1(1)の小型の水力発電所は、当該水力発電所を構成する水力設備の全てが次の第一号から第三号までに掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

一　ダムを伴わないもの

二　発電機と接続して得られる電気の出力が二百キロワット未満のもの

三　最大使用水量が毎秒一立方メートル未満のもの

2　規則第五十二条第一項の表第一号、第四号及び第六号並びに別表第二の発電所の項第一号下欄の1(1)の特定の施設内に設置される水力発電所は、当該水力発電所を構成する水力設備の全てが前条各号に掲げる施設のいずれかに設置されるものとする。

（小型の汽力を原動力とする火力発電所）

第三条　規則第五十二条第一項の表第二号及び第五号並びに別表第二の発電所の項第一号下欄の1(2)の小型の汽力を原動力とする火力発電所は、当該火力発電所を構成する火力設備の全てが第一号から第五号まで及び第六号又は第七号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

一　発電機と接続して得られる電気の出力が三百キロワット未満のもの

二　最高使用圧力が二メガパスカル未満のもの

三　最高使用温度が摂氏二百五十度未満のもの

四　運転時等において、人体に危害を及ぼさないように、蒸気タービン本体が発電機と一体のものとして、一の筐体に収められているもの又は施錠その他の通行制限のための措置が講じられている部屋に収められているもの

五　蒸気タービン本体の損壊その他の事故が発生した場合においても、当該事故に伴って生じた破片が当該蒸気タービン本体の車室（ケーシングその他これに類するものを含む。）又はこれが収められている筐体の外部に飛散しない構造を有するもの